

# 設置の趣旨等を記載した書類（資料）

## 目 次

- 資料 1 社会文化システムコースのカリキュラムマップ
- 資料 2 臨床心理学コースのカリキュラムマップ
- 資料 3 芸術・スポーツ科学コースのカリキュラムマップ
- 資料 4 国立大学法人山形大学職員就業規則
- 資料 5 山形大学の研究活動における行動規範に関する規程
- 資料 6 山形大学における人を対象とする医学系研究に関する規程
- 資料 7 山形大学人文社会科学部倫理委員会規程
- 資料 8 山形大学地域教育文化学部倫理委員会規程
- 資料 9 社会文化創造研究科修了までのスケジュール表
- 資料 10 社会文化創造研究科の大学院生研究室
- 資料 11 臨床心理士受験資格に関する履修科目について
- 資料 12 公認心理師受験資格に関する履修科目について
- 資料 13 学外実習施設からの承諾書（省略）

# 社会文化創造専攻 社会文化システムコースのカリキュラムマップ

## 養成する人材像:

社会科学及び人文科学に分類される学問領域の垣根を低くし、相互の融合を図りながら、人間の活動を「社会」と「文化」の関係から広く捉える視座に立ち、世界的視野から国家や地域の理解・創造・発展に寄与できる地域創生人材の育成

### DP1 豊かな人間力

- ① 社会の国際化に対応すべく、専門領域において他者と積極的に意見を交換することができる多彩なコミュニケーション能力を身に付けている。
- ② 自らの研究成果を社会一般に発信する能力を獲得し、現代の知識基盤社会を多様に支える専門的職業人としての高い意識を有している。

### DP2 深化した専門的知識・技能と文理兼修による幅広い視野

- ① 社会科学及び人文科学に関する高度で専門的な研究を遂行することができる深い知識と考え方を習得し、それらを現代社会が抱える多様な諸課題の解決のために活用・応用していく能力を有している。
- ② 自らの主張を広く展開するためには、関連領域との連携や巨視・微視的視点を使い分ける複眼的な考察が必要であることを十分に理解している。

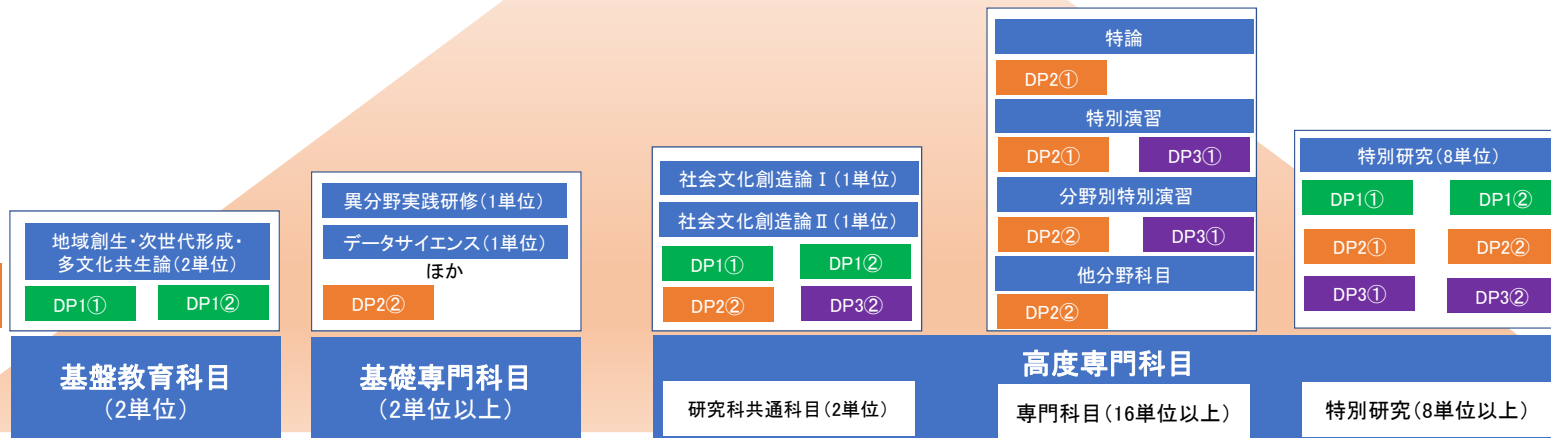
### DP3 多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力

- ① 人間生活の多様性を時空間に囚われることなく把握したうえで、社会科学及び人文科学の専門的視点から今日的課題を抽出することができる能力を身に付けている。
- ② 人間の活動によって育まれた文化の多様性を十分に理解し、それらの維持、醸成のために自ら行動しようとする意識を有している。

## 修士論文 又は 特定課題の研究成果

修了

入学



資料 1

# 社会文化創造専攻 臨床心理学コースのカリキュラムマップ

## 養成する人材像:

従来の学問領域の垣根を低くし、人間の活動を「社会」と「文化」の関係から多面的に考究し、臨床心理士等として人々の心の健康の保持増進を支援し、豊かな共生社会の創造に貢献できる人材の育成

### DP1 豊かな人間力

- ①人々の心の健康の保持増進に貢献すべく、人間の行動や社会の多様性を尊重し、適切な人間関係を築くことのできるコミュニケーション能力を身に付けている。
- ②社会の変化を的確に捉え、人々の心の健康を支える専門的職業人(臨床心理士等)として、不断に探究する態度を有している。

### DP2 深化した専門的知識・技能と文理兼修による幅広い視野

- ①臨床心理学に関する高度で専門的な研究を遂行することができる深い知識と高度な技能を修得し、現代社会の諸課題の解決や新しい価値の創造に活用する能力を有している。
- ②高度専門的職業人として、研究・実践における異分野連携の重要性を認識し、複眼的で俯瞰的な視野を有している。

### DP3 多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力

- ①現代社会の急速な変化と多様性を的確に捉え、専門的視座に立ち、人々の心の健康の保持増進や豊かな共生社会実現のために行動することができる。
- ②世界的な視野からの多文化理解を基盤に、人間活動の文化的背景を深く理解し、文化の尊重・創造に貢献する強い意志を有している。



# 社会文化創造専攻 芸術・スポーツ科学コースのカリキュラムマップ

## 養成する人材像:

従来の学問領域の垣根を低くし、人間の活動を「社会」と「文化」の関係から多面的に考究し、健康で豊かな社会の創造や、地域及び世界における文化の発展に貢献できる地域創生人材の育成

### DP1 豊かな人間力

- ① 社会の新たな価値を創造するために、多様性を尊重し、豊かなコミュニケーション能力を身につけている。
- ② 人々の心身の健康を支え、文化の継承・創造に貢献する専門職業人として、不断に探求する態度を有している。

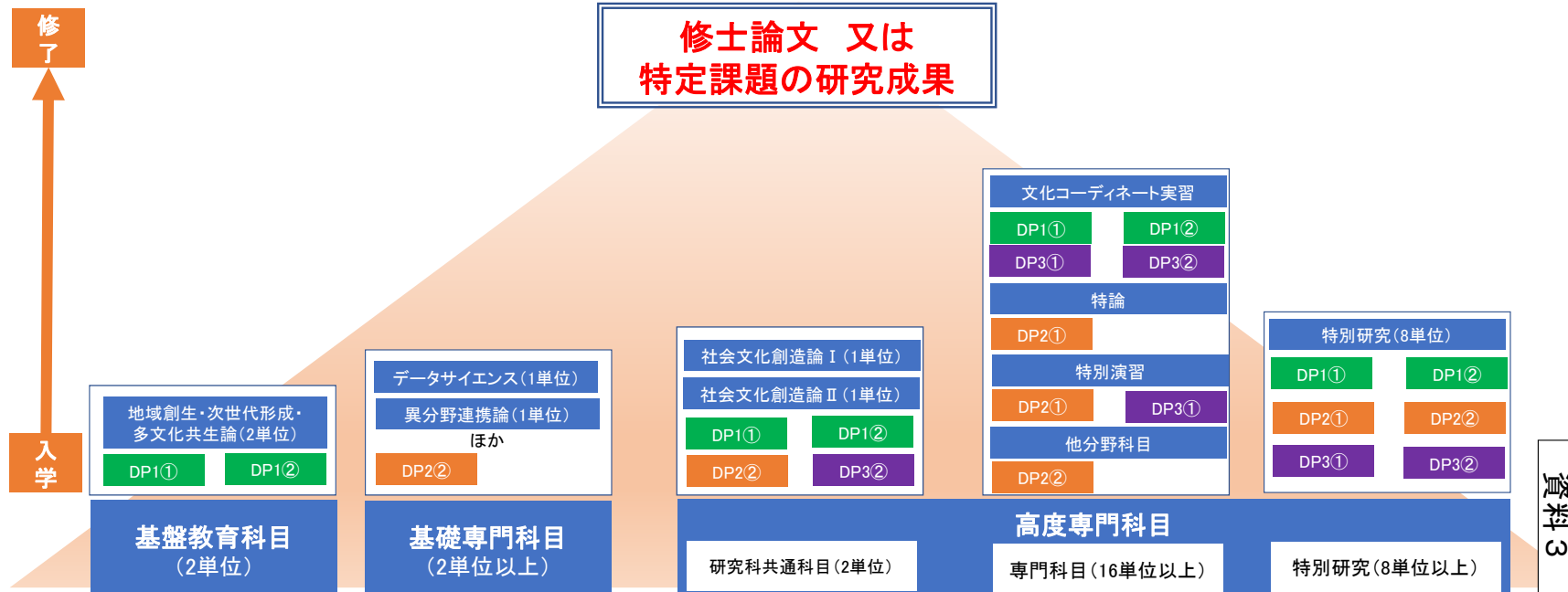
### DP2 深化した専門的知識・技能と文理兼修による幅広い視野

- ① 芸術・スポーツ科学に関する高度で専門的な研究を遂行することができる深い知識と高度な技能を有している。
- ② 研究・実践における異分野連携の重要性を認識し、複眼的で俯瞰的な視野を有している。

### DP3 多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力

- ① 現代社会の急速な変化と多様性を的確に捉え、専門的視座に立ち、社会の持続的発展のために行動することができる。
- ② 文化の多様性の深い理解のもとに、協働・共生の態度と文化の継承・創造に貢献する強い意志を有している。

## 修士論文 又は 特定課題の研究成果



○国立大学法人山形大学職員就業規則

平成16年4月1日

改正 平成23年6月1日

平成24年4月1日

平成25年10月31日

平成25年12月27日

平成28年5月23日

平成29年11月20日

令和元年11月20日

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 人事

第1節 採用(第5条—第8条)

第2節 昇任及び降任(第9条・第10条)

第3節 配置換等(第11条)

第4節 休職及び復職(第12条—第15条)

第5節 退職及び解雇(第16条—第25条)

第3章 給与(第26条)

第4章 服務(第27条—第35条)

第5章 職務発明(第36条)

第6章 勤務時間、休日、休暇等(第37条—第39条)

第7章 研修(第40条)

第8章 表彰(第41条)

第9章 懲戒等(第42条—第45条)

第10章 安全衛生(第46条)

第11章 出張(第47条・第48条)

第12章 福利・厚生(第49条・第50条)

第13章 災害補償(第51条・第52条)

第14章 退職手当(第53条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定により、国立大学法人山形大学(以下「本学」という。)に勤務する職員の就業について定めることを目的とす

る。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本学に常時勤務する職員で、国立大学法人山形大学職員人事規程(以下「人事規程」という。)別表に掲げる職員に適用する。

2 本学に勤務する職員で、前項の職員以外の職員の就業については、別に定める。

(法令との関係)

第3条 職員(前条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、労基法その他の関係法令及び本学の関係規則の定めるところによる。

(規則の遵守)

第4条 本学及び職員は、この規則を誠実に遵守しその実行に努めなければならない。

## 第2章 人事

### 第1節 採用

(採用)

第5条 職員の採用は、競争試験又は選考による。

2 職員の採用については、人事規程の定めるところによる。

(労働条件の明示)

第6条 学長は、職員の採用に際し、採用しようとする者に、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付しなければならない。その他の労働条件については、文書で明示する。

(1) 給与に関する事項

(2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項

(3) 労働契約の期間に関する事項

(4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項

(5) 交替制勤務をさせる場合は、就業時転換に関する事項

(6) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

(赴任)

第7条 職員に採用された場合は、発令の日には赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、発令の日から一週間以内に赴任するものとする。

(試用期間)

第8条 職員として採用された者には、発令の日から6か月間の試用期間を設ける。ただし、学長が認めるときは、試用期間を短縮し、又は設けないことができる。

2 試用期間中の職員が次の各号の一に該当する場合にはこれを解雇することができ、また、試用期間満了時に本採用しないことができる。

- (1) 勤務成績が不良の場合
- (2) 心身の故障のため業務の遂行に支障がある場合
- (3) その他業務に必要な適格性を欠く場合

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

#### 第2節 昇任及び降任

(昇任)

第9条 職員の昇任は、総合的な能力の評価により行う。

(降任)

第10条 職員が次の各号の一に該当する場合には、降任することができる。

- (1) 勤務成績が不良の場合
- (2) 心身の故障のため業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) その他業務に必要な適格性を欠く場合

#### 第3節 配置換等

(配置換等)

第11条 職員は、業務上の都合により、配置換、兼務又は出向(以下「配置換等」という。)を命じられることがある。

2 配置換等を命じられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。

3 配置換等を命じられた場合は、発令の日に出向しなければならぬ。ただし、やむを得ない事由があるときは、発令の日から一週間以内に赴任するものとする。

4 出向を命じられた職員の取扱いについては、国立大学法人山形大学職員出向規程の定めるところによる。

#### 第4節 休職及び復職

(休職)

第12条 職員が次の各号の一に該当する場合には、休職とすることができる。

- (1) 国立大学法人山形大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第23条に規定する特定病気  
休暇の期間が連続して90日を超える場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- (4) 学校、研究所、病院等の公共施設において、当該職員の業務に関連があると認められる研究、  
調査等に従事する場合
- (5) 科学技術に関する国及び独立行政法人と共同して行われる研究又は国若しくは独立行政法人の  
委託を受けて行われる研究に係る業務であつて、その職員の業務に関連があると認められる施設に  
おいて従事する場合
- (6) 研究成果活用企業の役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員(以下「役員等」という。)の職を

兼ねる場合において、主として当該役員等の業務に従事する必要があり、本学の業務に従事することができない場合

- (7) わが国が加盟している国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、休職とすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第13条 前条第1項各号に掲げる事由による休職の期間(同項第2号及び第5号に掲げる事由による休職の期間を除く。)は、3年を超えない範囲内において定める。この場合において、当該休職期間が3年に満たないときは、初めに休職した日から引き続き3年を超えない範囲において休職期間を更新することができる。

2 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、当該事件が裁判所に係属する間とし2年を限度とする。ただし、無罪が確定した場合は、復職させることができる。

3 前条第1項第5号に掲げる事由による休職の期間は、5年を超えない範囲内において定める。この場合において、当該休職期間が5年に満たないときは、初めに休職した日から引き続き5年を超えない範囲において休職期間を更新することができる。

4 前条第1項第4号及び第6号に掲げる事由による休職の期間が引き続き3年に達する際、特に必要があると学長が認めたときは、2年を超えない範囲内において休職の期間を更新することができる。

5 前条第1項第5号及び第6号の規定による休職の期間が前2項の規定により引き続き5年に達する際、やむを得ない事情があると学長が認めたときは、休職の期間を更新することができる。

(復職)

第14条 休職中の職員の休職事由が消滅した場合には、速やかに復職させるものとする。職員は、休職の事由が消滅したときは、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

2 休職の期間が満了したときは、復職するものとする。ただし、休職の期間が満了しても休職事由が消滅していない場合はこの限りでない。なお、元の業務に復帰させることが困難である場合は、他の業務に就かせることがある。

(休職に関する措置等)

第15条 その他休職に関する必要な事項は、別に定める。

#### 第5節 退職及び解雇

(退職)

第16条 職員は、次の各号の一に該当する場合には、退職として扱い、職員としての身分を失う。

- (1) 自己都合により退職の申出があった場合
- (2) 定年に達した場合
- (3) 第12条第1項各号に掲げる事由による休職期間が満了しても復職することができない場合
- (4) 死亡した場合



- (5) 本学の役員に就任した場合
  - (6) 雇用期間が満了した場合
  - (7) 教員の任期制に基づき、任期が更新されなかった場合
- (自己都合による退職手続)

第17条 職員は、自己都合により退職しようとするときは、原則として退職を予定する日の30日前までに、学長に文書による退職願を提出するものとする。

#### 第18条 削除

(定年)

第19条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以降における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職するものとする。ただし、定年に達した日以後、定年退職日までの間に退職した場合も定年退職とみなす。

2 前項に規定する定年は、満60歳とする。ただし、教授、准教授、講師、助教及び助手については、満65歳とする。

(再雇用)

第20条 前条第1項の規定により退職した者(国立大学法人山形大学職員退職手当規程第11条に規定する他の国立大学法人等を定年により退職した幹部職員(部長相当職員及び課長相当職員をいう。以下同じ。))及び当該幹部職員で他の国立大学法人等に再雇用されている者を含む。)については、別に定めるところにより、期間を定めてこれを再雇用することができる。

(解雇)

第21条 職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇する。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (2) 1月以上にわたり行方不明となった場合

2 職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することができる。

- (1) 勤務成績が著しく不良の場合
- (2) 心身の故障のため業務の遂行に著しく支障がある場合、又はこれに堪えない場合
- (3) その業務に必要な適格性を著しく欠く場合
- (4) 外部資金(奨学寄附金、受託研究費、共同研究費、受託事業費、競争的研究資金その他の外部からの資金をいう。)による特定のプロジェクトや学長が特に必要と認めた重要な事業のための雇用で、外部資金の受入終了や事業計画変更等により事業を継続できないこととなった場合
- (5) 本学の経営上又は業務上やむを得ない事由による場合

(解雇制限)

第22条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらず、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)に基づく傷病補償年金の給付がなされる場合、労基法第81条

の規定によって打切補償を支払う場合又は労基法第19条第2項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 労基法第65条に規定する産前産後の期間及びその後30日間

(解雇予告)

第23条 第21条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に解雇予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分を支給するものとする。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じ短縮することができる。

2 前項の規定は、所轄の労働基準監督署の認定がある場合はこの限りでない。

3 第21条の規定による職員の解雇に際し、当該職員から請求のあった場合は、解雇の理由を記載した証明書を交付する。

(退職時の物品等返還義務)

第24条 退職し又は解雇された者は、業務上保管している備品、書類その他全ての物品を速やかに返還しなければならない。

(退職証明書)

第25条 労基法第22条に定める証明書の交付の請求があった場合は、これを交付する。

### 第3章 給与

(給与)

第26条 職員の給与については、国立大学法人山形大学職員給与規程の定めるところによる。

### 第4章 服務

(法令及び上司の指示命令に従う義務)

第27条 職員は、法令及びこの規則を遵守し、上司の指示命令に従って、誠実にその業務を遂行しなければならない。

(誠実労働義務)

第28条 職員は、勤務時間中誠実に業務を遂行しなければならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第29条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本学の名誉を毀損し、又はその信用を失墜させる行為
- (2) 本学の秩序又は規律を乱す行為

(守秘義務)

第30条 職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 職員が法令による証人、鑑定人等となり、業務上の秘密に属する事項を発表する場合には、本学の許可を受けなければならない。

(文書の配布、掲示及び集会等)

第31条 職員は、本学の施設内で、次の各号の一に該当する文書又は図画を配布又は掲示してはならない。

- (1) 当該文書若しくは図画の配布又は掲示が、第29条各号の一に掲げる行為に該当するもの
- (2) その内容が、他人の名誉を毀損するもの
- (3) 公の秩序に違反するおそれのあるもの

2 職員は、本学の施設内で、業務の正常な遂行を妨げる方法又は態様で文書若しくは図画を配布し、又は集会、演説、放送若しくはこれらに類する行為を行ってはならない。

3 職員は、本学の施設内で、文書又は図画を掲示する場合には、あらかじめ指定された場所に掲示しなければならない。

4 職員は、本学の施設を利用し、業務外で集会、演説、放送又はこれらに類する行為を行う場合は、本学の許可を受けなければならない。

(職員の倫理)

第32条 職員の倫理については、国立大学法人山形大学職員倫理規程の定めるところによる。

(セクシュアル・ハラスメント等に関する措置)

第33条 セクシュアル・ハラスメント等の防止のための措置等については、国立大学法人山形大学におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程の定めるところによる。

(兼業)

第34条 職員が兼業を行おうとする場合には、学長の許可を得なければならない。

2 職員の兼業については、国立大学法人山形大学職員の兼業に関する規程の定めるところによる。

(公職の候補者への立候補・公職への就任)

第35条 職員は、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員の候補者に立候補しようとするときは、あらかじめその旨を本学に届け出なければならない。

2 前項の公職へ立候補した職員は、大学内での業務を利用した選挙活動を行ってはならない。また、選挙活動を行うことにより本来の業務に支障が生じないよう配慮するものとする。

3 職員は、国務大臣又は地方公共団体の長に就任するときは、退職するものとする。

4 職員は、国会議員又は地方公共団体の議会の議員に就任することにより、業務遂行が困難と判断される場合は、退職するものとする。

## 第5章 職務発明

(職務発明)

第36条 職員が行った発明等については、国立大学法人山形大学職務発明規程の定めるところによる。

## 第6章 勤務時間、休日、休暇等

(勤務時間等)

第37条 職員の勤務時間、休日、休暇等については、国立大学法人山形大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の定めるところによる。

#### (育児休業等)

第38条 3歳に満たない子の養育を必要とする職員は、学長に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、学長の承認を受けて育児短時間勤務の適用を受けることができる。

3 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、学長に申し出て育児部分休業の適用を受けることができる。

4 育児休業、育児短時間勤務及び育児部分休業については、国立大学法人山形大学職員の育児休業等に関する規程の定めるところによる。

#### (介護休業等)

第39条 傷病のため家族の介護を必要とする職員は、学長に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

2 介護休業及び介護部分休業については、国立大学法人山形大学職員の介護休業等に関する規程の定めるところによる。

### 第7章 研修

#### (研修)

第40条 職員は、業務上必要がある場合には、研修を命じられることがある。

2 職員は、本学の業務に支障のない場合において、承認を受け、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

### 第8章 表彰

#### (表彰)

第41条 学長は、職員が次の各号の一に該当すると認める場合には、国立大学法人山形大学職員表彰規程の定めるところにより表彰する。

- (1) 職員の模範として、特に推奨すべき功績があった場合
- (2) 災害や事故の防止等に当たって、特別の功労があった場合
- (3) 永年にわたり本学に勤務し、その勤務成績が良好な場合
- (4) その他本学に顕著な功労があった場合

### 第9章 懲戒等

#### (懲戒)

第42条 職員が、次の各号の一に該当する場合は、所定の手続の上、懲戒処分を行う。

- (1) 正当な理由がなく、無断欠勤し、出勤の督促に応じなかった場合
- (2) 正当な理由がなく、しばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
- (3) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合

- (5) 本学の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
  - (6) 本学の秩序又は風紀を著しく乱した場合
  - (7) 重大な経歴詐称をした場合
  - (8) 研究活動における不正行為があった場合
  - (9) その他この規則に違反し、又は前各号に相当する行為があった場合
- (懲戒の種類及び内容)

第43条 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 譴責 将来を戒める。
  - (2) 減給 1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の2分の1を超えず、その総額が一給と支払期間の給与総額の10分の1を超えない額を給与から減ずる。
  - (3) 出勤停止 1日以上20日以内の期間を定めて出勤を停止し、業務に従事させず、その間の給与を支給しない。
  - (4) 停職 1月以上6月以内の期間を定めて出勤を停止し、業務に従事させず、その間の給与を支給しない。
  - (5) 諭旨解雇 退職を勧告して解雇する。ただし、勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。
  - (6) 懲戒解雇 即時解雇する。
- 2 前条及び前項に定めるもののほか、職員の懲戒については、国立大学法人山形大学職員の懲戒の手続に関する規程の定めるところによる。

(訓告等)

第44条 第42条の規定による懲戒処分に該当しない場合であっても、サービスを厳正にし、規律を保持する必要があるときには、訓告又は嚴重注意を行うことができる。

(損害賠償)

第45条 職員が故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合には、前3条の規定による懲戒処分等を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。

## 第10章 安全衛生

(安全・衛生管理)

第46条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の関係法令を遵守するとともに、本学が行う安全、衛生等に関する措置に協力しなければならない。

2 学長は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置を講じるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、職員の安全・衛生管理については、国立大学法人山形大学職員安全衛生管理規程の定めるところによる。

## 第11章 出張

(出張)

第47条 職員は、業務上必要がある場合には、出張を命じられることがある。

2 出張を命じられた職員が出張を終えたときには、速やかに上司に復命しなければならない。

(旅費)

第48条 前条第1項の出張に要する旅費については、国立大学法人山形大学旅費規程の定めるところによる。

#### 第12章 福利・厚生

(福利・厚生)

第49条 学長は、職員の健全な心身の保持、勤務能率の向上のために福利・厚生の実に努めるものとする。

(宿舎)

第50条 職員の宿舎の利用については、関係法令及び国立大学法人山形大学宿舎規程の定めるところによる。

#### 第13章 災害補償

(業務上の災害補償)

第51条 職員の業務上の災害については、労基法、労災保険法及び国立大学法人山形大学職員法定外災害補償規程(以下「法定外補償規程」という。)の定めるところによる。

(通勤途上の災害補償)

第52条 職員の通勤途上における災害については、労災保険法及び法定外補償規程の定めるところによる。

#### 第14章 退職手当

(退職手当)

第53条 職員の退職手当については、国立大学法人山形大学職員退職手当規程の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月15日から施行する。

附 則(平成23年6月1日)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に病気休暇を取得している者に係る改正後の第12条第1項第1号の適用については、施行日を起算日とする。

附 則(平成25年10月31日)

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則(平成25年12月27日)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成28年5月23日)

この規則は、平成28年6月15日から施行する。

附 則(平成29年11月20日)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(令和元年11月20日)

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

## ○山形大学の研究活動における行動規範に関する規程

平成18年10月18日

改正 平成23年4月1日規程第37号

平成23年4月1日規程第48号

平成24年4月1日

平成25年2月20日

平成25年7月10日

平成26年3月26日

平成27年3月11日

平成28年3月9日

平成29年3月27日

平成29年5月18日

平成30年3月26日

平成31年4月2日

## 目次

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 責任体制(第9条・第10条)

第3章 研究活動に関する行動規範委員会(第11条—第16条)

第4章 不正行為の事前防止のための取組(第17条—第20条)

第5章 研究活動における特定不正行為への対応(第21条—第37条)

第6章 特定不正行為以外の不正行為への対応(第38条)

第7章 その他(第39条—第41条)

## 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、山形大学(以下「本学」という。))の「理念」及び「使命」を踏まえ、本学の研究者としての良心と良識に従って、社会の信頼と期待に応える研究活動を一層進めるため、研究活動における行動規範及び不正行為が指摘された場合などの措置等を定めることを目的とする。

(研究活動の基本姿勢)

第2条 本学は、学問の自由の下に、研究者の自主的かつ創造的な研究活動を尊び、研究成果が人類の平和的発展や福祉・文化の向上に寄与する一方で、人類のさまざまな営みや世界観に多大な影響を与えることを常に認識し、研究の方法及び内容を絶えず自省しなければならない。

2 本学は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに、適切な第三者からの検証を受け、説明責任を果たさなければならない。



3 本学は、研究活動の不正行為について学術研究の信頼保持のために厳正な態度で臨まなければならない。

(研究者の行動規範)

第3条 本学において、研究に携わる全ての者は、研究者としての誇りと使命を自覚し、研究活動において不正行為を行わない、関与しない、ことはもとより、高い倫理観をもって研究活動の透明性と説明性を自律的に保証するよう努めなければならない。

2 指導的立場に立つ研究者は、研究活動の実施に際して、若手研究者及び学生に対し、常に研究活動の本質及びそれに基づく研究作法や研究者倫理に関する事項を指導することにより、研究に対する国民の信頼を堅持しその負託に応じなければならない。

(定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究活動 先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイディア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為をいう。
- (2) 研究成果の発表 研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることをいう。
- (3) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (4) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (5) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。
- (6) 二重投稿 他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。
- (7) 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正に公表されないことをいう。
- (8) 部局及び部局長 次の表に掲げるものをいう。

部局		部局長
各学部	当該学部を基礎とする研究科及び当該学部に基づく教育研究支援施設を含み、地域教育文化学部にあつては教育実践研究科を、医学部にあつては医学部附属病院を含む。	各学部長
学士課程基盤教育機構		学士課程基盤教育機構長
附属学校		附属学校運営部長
各キャンパス	この表に掲げる他の部局を除き、	各キャンパス長

	当該キャンパスに置く教育研究支援施設及び図書館を含む。	
大学本部	保健管理センター及び教育研究推進組織を含む。	総務関係業務を担当する副学長

(対象となる研究活動の不正行為)

第5条 この規程において、研究活動における不正行為(以下「不正行為」という。)とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造
- (2) 改ざん
- (3) 盗用
- (4) 二重投稿
- (5) 不適切なオーサiership
- (6) 前5号以外の行為で研究活動の本質や研究活動・研究成果の発表の作法に抵触する行為(研究費の不正使用を除く。)

2 この規程において、「特定不正行為」とは、前項第1号から第3号までに掲げる不正行為をいう。

(不正行為に該当しない行為)

第6条 この規程において次に掲げる行為は、不正行為に該当しない。

- (1) 悪意のない誤り(科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合を含む。)
- (2) 意見の相違

(対象となる研究資金)

第7条 この規程において不正行為の対象となる研究資金は、研究者が当該不正行為に係る研究活動を行うに際して費消した全ての研究資金とする。

(対象となる研究者)

第8条 この規程の対象となる研究者は、本学において研究に携わる全ての者をいい、常勤、非常勤の別、国立大学法人山形大学からの給与支給の有無を問わない。また、学生、博士研究員も含まれることがある。

## 第2章 責任体制

(学長、担当副学長及び部局長の責務)

第9条 学長は、本学全体の研究活動における行動規範の遵守、不正行為の防止及び不正行為への対応に関する業務を統括しなければならない。

2 研究関係業務を担当する副学長(以下「副学長」という。)は、学長を補佐し、研究活動における行動規範の遵守、不正行為の防止及び不正行為への対応に関する業務を行わなければならない。

3 部局長は、当該部局の研究活動における行動規範の遵守、不正行為の防止及び不正行為への対応に

関する業務を行わなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第10条 研究者に求められる倫理規範を修得させるための教育(以下「研究倫理教育」という。)について責任を持って実施するため、各部局に研究倫理教育責任者を置く。

2 前項の研究倫理教育責任者は、当該部局長をもって充てる。

3 研究倫理教育責任者は、第20条第1項及び第3項に基づき、当該部局において研究倫理教育の実施及び履修状況の確認を行わなければならない。

4 研究倫理教育責任者は、当該部局において研究倫理教育を効果的に行うため、必要に応じ研究倫理教育副責任者を置くことができる。

### 第3章 研究活動に関する行動規範委員会

(研究活動に関する行動規範委員会の設置)

第11条 学長は、研究活動における行動規範の遵守及び不正行為防止策を検討する審議機関として研究活動に関する行動規範委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の任務)

第12条 委員会は、次に掲げる任務を担う。

(1) 研究活動における行動規範の遵守に関すること。

(2) 不正行為防止のための自己点検・評価・改善に関すること。

(3) その他不正行為防止対策に関すること。

(委員会の組織)

第13条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 副学長

(2) 各学部ごとに、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員(以下「主担当教員」という。)として当該学部に配置された教授の中から学部長が選出した者 各1人

(3) その他学長が指名する者 若干人

(委員の任期)

第14条 前条第2号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第3号に掲げる委員の任期は、その都度学長が定める。

3 前条第2号に掲げる委員は、再任されることができる。

(委員長)

第15条 委員会に委員長を置き、第13条第1号に掲げる委員をもって充てる。

(会議)

第16条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員総数の3分の2以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

#### 第4章 不正行為の事前防止のための取組

##### (共同研究)

第17条 研究者は、共同研究における個々の研究者等の役割分担及び責任を明確にして共同研究を実施しなければならない。

2 共同研究を代表する研究者は、当該共同研究の研究活動の全容を把握し、研究成果を適切に確認しなければならない。

3 共同研究を代表する研究者が配置(教員にあっては主担当教員としての配置、その他の研究者にあっては所属をいう。以下同じ。)されている部局長は、前項による把握及び確認の状況を確認しなければならない。

##### (若手研究者への支援)

第18条 部局長は、若手研究者が適切な研究倫理観を持って自立した研究活動を遂行できるよう、支援又は助言がなされる環境整備に努めるものとする。

##### (研究データ等の保存)

第19条 研究者は、実験・観察ノート等の研究データを一定期間保存し、学長、副学長又は部局長の求めに応じ、開示しなければならない。

2 前項における研究データの内容、保存期間については、各部局において定める。

##### (研究倫理教育)

第20条 研究倫理教育責任者は、当該部局における研究者の研究倫理の向上を図るため、委員会が定める指針に基づき、定期的に研究倫理教育を実施しなければならない。

2 研究者は、前項の研究倫理教育を各部局が定める期間ごとに履修しなければならない。

3 研究倫理教育責任者は、当該部局に配置されている研究者について、第1項の研究倫理教育の履修状況を確認しなければならない。

4 部局長は、当該部局における学生の研究倫理の向上を図るため、研究倫理教育の実施を推進しなければならない。

5 第1項及び前項による研究倫理教育の実施及び推進については、各部局において定める。

#### 第5章 研究活動における特定不正行為への対応

##### (受付窓口の設置)

第21条 学長は、特定不正行為に関する告発や情報提供に対応するための受付窓口を次の各号に定めるところにより設置する。

(1) 大学本部における受付窓口は企画部とし、その責任者は企画部長とする。

(2) 大学本部以外の各部局における受付窓口は、当該部局において定め、その責任者は、当該部局

長とする。

(告発)

第22条 特定不正行為の疑いが存在すると思料する者は、何人も、原則として口頭又は書面による告発を、前条に定める受付窓口において行うことができる。

2 前条に定める受付窓口の責任者は、告発や情報提供があった場合には、直ちに副学長へ通知する。

(告発等の取扱い)

第23条 副学長は、次の各号に掲げる要件に従い、前条による告発の受理又は不受理を決定し、その結果を学長に報告する。

(1) 告発は、原則として、顕名により行われ、第5条第2項に規定する研究活動の特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性のある理由が示されていると判断されるものを受理する。

(2) 匿名による告発があった場合、その内容が前号と同様のものであると判断されるときは、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

2 学長は、前項の規定により、副学長から、告発の受理又は不受理を決定した旨の報告を受けた場合には、関係部局長及び告発者へその旨を通知する。

3 告発があったが、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、該当する研究機関等に当該告発を回付する。また、告発があったが、本学の他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する機関に当該告発について通知する。

4 学会等の研究者コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。

5 特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていることを本学が確認した場合は、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。

6 文部科学省等資金配分機関による調査の求めがあった場合は、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。

7 告発の意思を明示しない相談については、副学長はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認する。これに対して告発の意思表示がなされない場合にも、副学長の判断で当該事案の調査を開始することができる。

8 特定不正行為が行われようとしている、あるいは特定不正行為を求められているという告発・相談については、副学長はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行う。

(調査を行う機関)

第24条 本学に所属する(どの研究機関等にも所属していないが、専ら本学の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。)研究者に係る特定不正行為の告発があった場合、原則として本学が

告発された事案の調査を行う。

- 2 被告発者が本学を含む複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- 3 被告発者が本学以外の研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、本学と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行う。
- 4 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に本学に所属しており、既に本学を退職している場合、現に所属している研究機関が本学と合同で、告発された事案の調査を行う。被告発者が本学を退職後、どの研究機関にも所属していないときは、本学が告発された事案の調査を行う。
- 5 本学が、第1項から前項までの規定により調査を行うこととなった場合は、被告発者が現に本学に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行うものとする。
- 6 本学による調査の実施が極めて困難であると、告発された事案に係る資金配分機関が特に認めた場合、本学は当該資金配分機関に調査を委託することができる。この場合において、当該資金配分機関から協力を求められたときは、本学は誠実に協力するものとする。
- 7 本学は、他の研究機関又は学協会等に対し、調査を委託すること又は調査に関する協力を依頼することができる。
- 8 第1項から前項までの規定によりがたい場合は、別の取扱いをすることができる。

(予備調査)

- 第25条 被告発者が配置されている部局長は、第23条第2項に基づく告発の受理の通知を受けた場合には、予備調査を行わなければならない。被告発者が複数であり複数の部局長が関係する場合は、当該部局長は、合同で予備調査を行わなければならない。
- 2 部局長が当該事案に関与している又は利害関係にある疑いのある場合は、あらかじめ部局長が指名した者が、当該事案の調査に係る部局長の職務を代理する。なお、部局長は、本項本文の規定により指名した者を副学長に文書で報告しなければならない。
  - 3 予備調査は、告発された行為が行われた可能性、告発の際示された合理性のある理由の論理性、告発された研究の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験材料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被告発者が配置されている部局長が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について調査を行う。
  - 4 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否かの調査を行う。
  - 5 予備調査を行う組織は、次項に定めるもののほか、当該部局長の定めるところによる。
  - 6 予備調査を行う組織には、当該事案について自らが関与している又は利害関係にある疑いのある者

を加えることができない。

7 部局長は、速やかに予備調査を開始し、告発の受理決定後30日以内に予備調査の概要、本調査の必要性の有無についての判断根拠を記載した調査結果を、副学長に報告する。

8 副学長は、前項により調査結果の報告を受けた場合は、その内容を確認の上、学長に報告する。

(本調査の決定)

第26条 学長は、前条第8項による調査結果の報告を受け、本調査を行うか否かを決定する。

2 学長は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を副学長及び関係部局長へ通知する。併せて、告発者及び被告発者に通知し、本調査への協力を求める。被告発者が本学の職員でない場合には、これらに加え被告発者が所属する機関にも通知する。

3 学長は、本調査を行わないことを決定した場合には、その旨を理由とともに副学長、関係部局長及び告発者に通知する。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る資金配分機関や告発者の求めに応じ開示するものとする。

4 学長は、本調査を行うことを決定したときは、当該事案に係る資金配分機関及び関係府省庁に本調査を行う旨報告する。

5 学長は、本調査に当たって、告発者が了承した場合を除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないように配慮する。

(本調査)

第27条 前条により本調査を行うことが決定された場合には、副学長は、本調査を行うため、速やかに調査委員会を設置しなければならない。

2 調査委員会の組織、委員の任期、その他調査委員会に必要な事項については、第3項及び第4項に定めるもののほか、副学長が関係部局長と協議の上、定めるところによる。

3 調査委員会の委員には、当該事案について自らが関与又は利害関係にある者を加えることができない。

4 調査委員会の委員は6名程度とし、半数以上を学外有識者としなければならない。

5 副学長は、調査委員会を組織した場合は、速やかに委員の氏名及び所属を学長に報告する。

6 調査委員会は、本調査を行うことが決定されてから30日以内に本調査を開始する。

7 本調査は、次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 告発された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請など

(2) 被告発者の弁明の聴取

8 調査委員会は、被告発者に対し再実験などにより再現性を示すことを要請した場合、あるいは被告発者の自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会に関し調査委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。ただし、被告発者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばし

を主な目的とすると調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めない。

9 調査の対象となる研究は、告発に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究も含めることができる。

10 調査委員会は、本調査の開始後、150日以内に次に掲げる調査結果をまとめ、副学長に報告する。ただし、当該期間内に報告できない合理的な理由がある場合は、その理由及び報告の予定日を明らかにし、副学長の承認を得るものとする。

(1) 特定不正行為が行われたか否か

(2) 特定不正行為が行われたと認められた場合は、その内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認められた研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割

(3) 特定不正行為が行われなかったと認められた場合は、告発が悪意に基づくものであるか否か

11 副学長は、前項により調査結果の報告を受けた場合は、その内容を確認の上、学長に報告する。

12 調査委員会は、第10項第3号の調査を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(告発者等への通知)

第28条 学長は、前条第5項に基づく報告を受け、告発者及び被告発者に、調査委員会委員の氏名及び所属を通知する。被告発者が本学の職員でない場合には、これらに加え被告発者が所属する機関にも通知する。

2 告発者及び被告発者は、前項により通知を受けた調査委員会委員について、通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に学長に対し異議申立てを行うことができる。

3 学長は、前項による異議申立てがあった場合、異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるものとする。

4 学長は、前項により委員を交代させたときは、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(特定不正行為に関する認定)

第29条 学長は、第27条第11項による調査結果の報告を受け、役員会で審議した後、次に掲げる特定不正行為に関する認定を行う。

(1) 特定不正行為が行われたか否か

(2) 特定不正行為が行われたと認められた場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認められた研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割

(3) 特定不正行為が行われなかったと認められた場合は、告発が悪意に基づくものか否か

(部局長等への通知)

第30条 学長は、前条第1項に基づき特定不正行為に関する認定を行った場合は、速やかにその旨を次の各号に掲げる者に文書で通知する。



(1) 関係部局長

(2) 告発者及び被告発者(被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)。ただし、被告発者が本学の職員でない場合には、これらに加え被告発者が所属する機関

(3) 資金配分機関及び関係府省庁

2 学長は、告発が悪意に基づくものと認定を行った場合は、前項に加え告発者が所属する機関に通知する。

3 学長は、特定不正行為に関する認定を行った場合は、経営協議会へ報告する。

(不服申立て)

第31条 第29条の規定により特定不正行為が行われたと認定された被告発者又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、第27条第12項の規定を準用する。)は、別に定める期間内に、不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 不服申立てに係る審査は、調査委員会が行う。

(研究資金の返還・執行停止等)

第32条 学長は、特定不正行為が行われたと認定を行った研究活動に係る公的研究資金については、特定不正行為の重大性、悪質性及び特定不正行為の関与の度合いに応じて全額又は一部を返還させる。

2 学長は、研究資金の交付中に特定不正行為が行われたと認定を行った研究活動に係る公的研究資金については、特定不正行為の重大性、悪質性及び特定不正行為の関与の度合いに応じて執行停止を命ずる。

3 学長は、特定不正行為が行われたと認定された論文等の取り下げを勧告する。

(研究資金への応募資格の停止等の措置)

第33条 学長は、特定不正行為が行われたと認定を行った場合は、研究資金への応募資格の停止等の措置を講ずる。

2 前項に規定する研究資金への応募資格の停止等の措置は、次の各号に掲げる事案により、当該各号に定めるとおりとする。また、特定不正行為の程度に応じて、基盤的経費の配分に当たって当該研究者相当分の額を減額するほか、受託研究、共同研究の相手方等に当該措置を講じた旨を周知する。

(1) 国費による競争的資金を活用して行った研究について、資金配分機関において特定不正行為が行われたと認定された場合

資金配分機関において応募資格停止の措置が講じられたときには、国費による競争的資金以外の公的研究資金による研究についても、研究代表者、研究分担者(共同研究者)及び研究補助者の応募資格の停止の措置は、特定不正行為の重大性、悪質性及び特定不正行為の関与の度合い(以下「特定不正行為の程度」という。)に応じて同様の取扱いをする。

(2) 国費による競争的資金以外の資金を活用した研究について、本学において特定不正行為が行わ

れたと認定した場合

研究代表者、研究分担者(共同研究者)及び研究補助者の当該研究資金を含めた公的研究資金の応募資格の停止の措置は、特定不正行為の程度に応じて、国における措置内容に準じた取扱いをする。

(懲戒)

第34条 部局長は、第30条第1項に基づき特定不正行為に関する認定の通知を受け懲戒理由に該当する場合には、国立大学法人山形大学職員就業規則など関係の規則の定めるところにより手続きを行う。

(調査結果の公表)

第35条 学長は、特定不正行為が行われたと認定を行った場合は、速やかに調査結果を公表する。

2 前項の規定に基づく調査結果の公表の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、合理的な理由がある場合は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

(1) 特定不正行為に関与した者の氏名・所属

(2) 特定不正行為の内容

(3) 公表時までに行った措置の内容

(4) 調査委員の氏名・所属

(5) 調査の方法・手順

(6) その他必要と判断した事項

3 学長は、特定不正行為が行われなかったとの認定を行った場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏れいしていた場合等特定不正行為を行わなかったと認定された者の利益を守るために必要な場合には、調査結果を公表することができる。

4 学長は、特定不正行為が行われなかったと認められた場合において、告発が悪意に基づくものと認定を行った場合は、速やかに告発者の氏名・所属及び悪意に基づく告発と認定した理由に関する調査結果を公表する。

(守秘義務)

第36条 調査関係者は、調査及び審議により知り得ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(告発者等の保護)

第37条 学長は、告発者に対して、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発を行ったことを理由に、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。

2 学長は、被告発者に対して、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、研究活動を全面的に禁止したり、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。

第6章 特定不正行為以外の不正行為への対応

(特定不正行為以外の不正行為への対応)

第38条 特定不正行為以外の不正行為に関する告発があった場合、副学長は、当該告発への対応について、その都度、関係部局長と協議の上、定めるものとする。

第7章 その他

(自己点検等)

第39条 研究活動に関して守るべき作法についての自己点検及び報告は、山形大学における教員の個人評価の教員の個人評価指針により行うものとする。

(事務)

第40条 委員会の事務は、企画部において遂行する。

(その他)

第41条 第11条に規定する委員会の設置は、令和3年3月31日まで効力を有し、時限到来時において、その設置意義、審議内容及び委員構成等について見直すものとする。

2 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規則は、平成18年10月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規程第37号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規程第48号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月20日)

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成25年7月10日)

この規程は、平成25年7月10日から施行する。

附 則(平成26年3月26日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月11日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に告発があった事案への対応については、なお従前の例によるものとする。

附 則(平成28年3月9日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年5月18日)

この規程は、平成29年5月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月26日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月2日)

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

## ○山形大学における人を対象とする医学系研究に関する規程

令和元年9月18日

(目的)

第1条 山形大学(以下「本学」という。)において実施する人を対象とする医学系研究(以下「医学系研究」という。)に関しては、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「指針」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、指針に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 部局 次表左欄に掲げる医学系研究を実施する部局をいう。
- (2) 部局長 次表右欄に掲げる部局長をいう。

部局		部局長
人文社会科学部	当該学部を基礎とする研究科及び当該学部 to 置く教育研究支援施設を含む。	人文社会科学部長
地域教育文化学部	当該学部を基礎とする研究科, 当該学部 to 置く教育研究支援施設及び教育実践研究科を含む。	地域教育文化学部長
理学部	当該学部を基礎とする研究科及び当該学部 to 置く教育研究支援施設を含む。	理学部長
医学部	当該学部を基礎とする研究科, 当該学部 to 置く教育研究支援施設, 飯田キャンパス to 置く教育研究支援施設及び医学部附属病院を含む。	医学部長
工学部	当該学部を基礎とする研究科, 当該学部 to 置く教育研究支援施設及び米沢キャンパス to 置く教育研究支援施設を含む。	工学部長
農学部	当該学部を基礎とする研究科, 当該学部 to 置く教育研究支援施設及び鶴岡キャンパス to 置く教育研究支援施設を含む。	農学部長
学士課程基盤教育機構		学士課程基盤教育機構長
大学本部	保健管理センター及び教育研究推進組織を含む。	企画部長

2 小白川キャンパス to 置く教育研究支援施設については、前項第1号 to 規定する部局を小白川キャンパス, 前項第2号 to 規定する部局長を小白川キャンパス長とする。

(部局長への委任)

第3条 学長は、指針第6の2(6)の規定に基づき、次に掲げる事項を除き、研究機関の長としての権限又は事務を部局長 to 委任するものとする。ただし、学長自らがその権限及び事務を行うことを妨げない。

- (1) 指針第6の1(1) to 規定する事項
- (2) 指針第6の4 to 規定する事項

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における医学系研究について総括するとともに、最終的な責任を負う。

(理事の責務)

第5条 研究関係業務を担当する理事は、学長を補佐し、医学系研究について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

(部局長の責務)

第6条 部局長は、当該部局において実施する医学系研究に関し、指針に従って総括的な監督、研究実施のための体制及び規則等の整備、研究の許可、教育・研修等の実施を行うものとする。

2 部局長は、指針に定める大臣への報告、公表を要する事象が発生した場合は、その他必要と認めるときは、その内容等について学長に報告するものとする。

(人を対象とする医学系研究実施委員会)

第7条 本学に、山形大学における人を対象とする医学系研究実施委員会(以下「実施委員会」という。)を置く。

(設置目的)

第8条 実施委員会は、山形大学における医学系研究の実施を総括するとともに、適正な実施を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第9条 実施委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) この規程の改廃その他重要事項について、必要な措置を講じること。
- (2) 第3条により委任した事項の実施状況について、年1回程度点検を行うこと。
- (3) 必要に応じて部局長及び研究責任者に対し留意事項、改善事項等の指示を与えること。
- (4) 指針に定める大臣への報告、公表について、必要な措置を講じること。

(組織)

第10条 実施委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究関係業務を担当する理事
- (2) 医学系研究を実施する各部局の倫理審査委員会委員長
- (3) 企画部長
- (4) その他学長が指名する者 若干人

(委員の任期)

第11条 前条第4号に掲げる委員の任期は、その都度学長が定める。

(委員長)

第12条 委員会に委員長を置き、第10条第1号の委員をもって充てる。

(委嘱)

第13条 第10条第4号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

(倫理審査委員会の設置)

第14条 部局に、指針第4章に定める倫理審査委員会を設置するものとする。ただし、小白川キャンパスにおいて合理的な理由がある場合は、当該キャンパスにおける複数の部局に関する事項を審議する倫理審査委員会を設置することができる。

2 倫理審査委員会に関し必要な事項は、部局(前項ただし書きにおける倫理委員会については、小白川キャンパスとする。)において定める。

(倫理審査委員会への付議)

第15条 部局長は、指針第7の2に定める倫理審査委員会への付議を行う場合、他の部局と共同して実施する医学系研究に係る研究計画書については、研究責任者の所属する部局の倫理審査委員会に一括した審査を求めることができる。

2 部局長は、当該部局において倫理審査委員会を設置することが困難な場合、又は特別な理由がある場合は、指針第7の2(1)に定める審査を他の部局の倫理審査委員会その他の指針に定める倫理審査委員会に依頼することができる。

(保有個人情報の開示等に係る請求の取扱い)

第16条 部局長は、医学系研究の実施に伴って取得され、本学が保有している個人情報に対し、その開示、訂正、利用停止等に係る請求があった場合は、指針及び国立大学法人山形大学個人情報保護規程に基づき取り扱うものとする。

(教育・研修)

第17条 部局長は、研究者等に対し、指針第6の2(5)に定める教育・研修を実施するものとする。また、研究者等が、研究期間中も適宜継続して教育・研修を受けられるようにしなければならない。

2 教育・研修は登録制とし、部局長は、前項に定める教育・研修を受けた者でなければ医学系研究を実施させてはならない。

3 部局長及び研究責任者は、学生に対し医学系研究に関する知識を習得できるよう、教育・研修を受講する機会の確保に努めなければならない。

(雑則)

第18条 この規程は、令和4年3月31日まで効力を有し、時限到来時において委員会の設置意義、審査内容及び委員構成等について見直すものとする。

2 この規程に定めるもののほか、人を対象とする医学系研究に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年9月18日から施行する。

## ○山形大学人文社会科学部倫理委員会規程

改正 平成30年3月19日

平成30年9月26日

## (設置)

第1条 山形大学人文社会科学部(以下「本学部」という。)に山形大学人文社会科学部倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (目的)

第2条 委員会は、本学部主担当教員(以下「教員」という。)が行うヒトを直接対象とした医学、生物学、心理学及び関連諸科学の研究(以下「研究等」という。)について、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図ることを目的とする。

## (委員会の任務)

第3条 委員会は、教員から申請された研究実施計画の内容に関し、学部長の求めに応じて、倫理的及び社会的観点からこれを審査し、その結果を報告するものとする。

## (委員会の組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 副学部長 1人

(2) 教授会構成員の中から学部長が指名する者 若干人

2 学部長は、特に必要があると認める場合は、申請に係る事項に関し専門的知識を有する者を臨時委員として、審査に参加させることができる。

## (委員の任期)

第5条 前条第1項第2号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項に規定する委員の任期は、学部長がその都度定める。

## (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

## (会議)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員総数の3分の2以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

## (審査の申請)

第8条 教員は、第2条に規定する研究等を行おうとする場合は、ヒトを対象とした研究についての倫理審査申請書(様式第1号)(以下「倫理審査申請書」という。)により、学部長に倫理上の審査を申し出なければならない。

2 学部長は、前項の申請を受理したときは、委員会にその審査を付託するものとする。



(審査の方針及び方法)

第9条 委員会は、前条第2項の付託を受けて審査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意し、倫理的及び社会的な面から検討しなければならない。

- (1) 研究等の対象となる個人(以下「被験者」という。)の人権の擁護
- (2) 被験者に理解を求め同意を得る方法
- (3) 研究等によって生ずる被験者の不利益及び危険性の予測
- (4) その他被験者の個人情報の保護等

2 委員会は、必要があると認めるときは、第8条により、倫理上の審査を申し出た教員(以下、「申請者」という。)の出席を得て、研究実施計画の内容等について説明又は意見を求めることができる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、申請者以外の者の出席を得て意見を求めることができる。

4 委員が、当該申請の研究責任者又は研究担当者となる場合は、審査に加わることができない。

(審査の判定)

第10条 委員会は、次の各号の一により判定を行う。この場合、出席した委員全員の合意によるものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(審査結果の報告及び通知)

第11条 委員長は、審査終了後、速やかにその判定結果を倫理委員会審査結果報告書(様式第2号)により、学部長に報告するものとする。

2 学部長は、前項の報告を受けて、当該研究等の実施の可否を決定し、申請者にその結果を倫理審査結果通知書(様式第3号)により、通知するものとする。

(軽微な変更等申請)

第12条 教員は、次の各号の一に該当する場合には、倫理審査申請書(変更等用)(様式第7号)により、学部長に倫理上の審査を申し出ることができるものとする。ただし、委員会において、軽微な変更等と認められない場合には、倫理審査申請書(様式第1号)により、改めて申請を求める場合がある。

(1) 第10条の規定により承認された研究課題に次の変更があった場合

- ア 実施期間の変更
- イ 共同研究者の変更
- ウ 研究方法の変更
- エ その他委員長が特に軽微と認めた変更

(2) 第10条の規定により承認され、既に終了した研究課題について、再度実施する場合

2 学部長は、前項の申請を受理したときは、第8条第1項の規定による申し出があった場合と同様に処理する。

(再審査)

第13条 申請者は、倫理審査結果通知に対し異議がある場合には、前条第2項の倫理審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、学部長に再審査を申請することができる。

2 再審査の申請を行う場合は、異議の根拠となる資料を添えて再審査申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

3 再審査の申請があった場合の審査は、第9条及び第10条の規定を準用する。

(再審査結果の報告及び通知)

第14条 委員長は、再審査終了後、速やかにその判定結果を倫理委員会再審査結果報告書(様式第5号)により、学部長に報告するものとする。

2 学部長は、前項の報告を受けて、当該研究等の実施の可否を決定し、申請者にその結果を倫理再審査結果通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

(審査記録と公開)

第15条 委員会の審査経過及び判定結果は、記録として5年間保存する。

2 委員会の審査経過及び判定結果は、原則として公開するものとする。ただし、提供者等の人権、研究の独創性及び知的財産権の保護に支障が生じるおそれがある部分は、その理由を明らかにして非公開とすることができる。

(事務)

第16条 委員会に関する事務は、小白川キャンパス事務部において遂行する。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成29年9月20日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出された第4条第1項第2号に規定する委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則(平成30年3月19日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月26日)

この規程は、平成30年9月26日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

## ○山形大学地域教育文化学部倫理委員会規程

平成17年7月5日

制定

改正 平成23年5月17日規程第8号

平成26年7月15日

平成27年5月19日

平成29年12月20日

平成30年12月19日

平成31年3月19日

令和元年11月27日

## (設置)

第1条 山形大学における人を対象とする医学系研究に関する規程(令和元年9月18日制定)第14条の規定に基づき、山形大学地域教育文化学部(大学院教育実践研究科を含む。以下「本学部等」という。)に、倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (目的)

第2条 この規程は、本学部等の教授、准教授、講師及び助教(以下「教員」という。)並びに山形大学大学院地域教育文化研究科及び大学院教育実践研究科の学生(以下「大学院生」という。)が、人を対象とした医学、生物学及びその関連諸科学の研究を行う際に、ヘルシンキ宣言、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針及び個人情報保護に関する法律並びに個人の尊厳と人権の遵守の精神に基づき、配慮すべき必要な事項を審議することを目的とする。

## (審査事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 倫理上及び人権擁護上重要とされる事項
- (2) 申請された実施計画及び研究成果の公表予定の出版内容に関する事項
- (3) その他研究の遂行上倫理審査を必要とする事項

## (組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 地域教育文化学部総務委員会から選出された者2人
- (2) 地域教育文化学部教員のうちから学部長が指名する者若干人
- (3) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者 若干人
- (4) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者 若干人
- (5) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者 若干人
- (6) 小白川キャンパス事務部総務課長

- 2 前項に掲げる委員は、男女両性で構成するものとする。
- 3 第1項第3号から第5号に掲げる委員は、学部長が委嘱し、委嘱する委員のうち、2人以上は学外の委員とする。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、第1項に掲げる委員以外の者を委員会の委員に加えることができる。

(委員の任期)

第5条 前条第1項第2号から第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第4項に規定する委員の任期は、委員会がその都度定める。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員のうちから学部長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員総数の3分の2以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を審査する場合は、第4条第1項第3号又は第5号に掲げる委員のうち、学外の委員が1人以上出席しなければならない。
- 3 委員会は、研究責任者又は研究担当者を会議に出席させ、実施計画の内容等について説明を求めるとともに、意見を述べさせることができる。
- 4 委員が、研究責任者又は研究担当者である場合には、審査に加わることができない。
- 5 委員会の議事は、会議に出席した委員全員の合意をもって決する。
- 6 委員長は、審査結果を教授会に報告しなければならない。

(資料の提出等の協力)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(審査の申請)

第9条 第2条に規定する研究を行おうとする教員は、事前に倫理審査申請書(様式第1号)により、学部長に倫理上の審査を申し出なければならない。

- 2 第2条に規定する研究を行おうとする大学院生は、事前に研究指導教員の承認を経て、研究指導教員が連名の上、倫理審査申請書(様式第2号)により、学部長に倫理上の審査を申し出なければならない。

(審査の方針)

第10条 委員会は、前条に掲げる事項の審査にあたっては、次に掲げる観点に留意するものとする。

- (1) 研究の対象となる個人(以下「被験者」という。)の人権の擁護

- (2) 被験者に理解を求め、同意を得る方法と妥当性
- (3) 被験者に生じる不利益及び危険性の予測
- (4) その他被験者の個人情報保護等

2 前項各号の観点の審査においては、別に定める倫理審査に係る留意事項に基づき行うものとする。

(審査の判定)

第11条 委員会は、次に掲げる判定を行う。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

2 前項第2号と判定した場合において、申請者から指定期間内に条件に付された事項の提出があり、委員長が当該条件を満たしていると認めるときは、委員会は同項第1号として取り扱うことができる。

(審査結果の報告及び通知)

第12条 委員会は、審査終了後、速やかに倫理審査結果報告書(様式第3号)により、学部長に報告しなければならない。

2 審査の判定が、前条第1項第2号から第5号までの一に該当する場合は、その理由を明記しなければならない。

3 学部長は、委員会の判定結果を尊重し、倫理審査結果通知書(様式第4号)により、申請された研究の承認又は不承認その他必要事項を申請者に通知するものとする。

(再審査)

第13条 申請者は、倫理審査結果通知に対し異議がある場合には、前条第3項の倫理審査判定通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内に学部長に再審査を申請することができる。

2 大学院生が前項の申請を行うときは、研究指導教員の承認を経て、研究指導教員と連名の上、次項に定める申請書を提出しなければならない。

3 第1項及び前項の再審査の申請を行う場合には、異議の根拠となる資料を添えて再審査申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

4 再審査の申請があったときは、第10条及び第11条の規定を準用する。

(再審査結果の報告及び通知)

第14条 委員会は、再審査終了後、速やかに倫理再審査結果報告書(様式第6号)により、学部長に報告しなければならない。

2 審査の判定が、第11条第1項第2号から第5号までの一に該当する場合には、その理由を明記しなければならない。

3 学部長は、委員会の判定結果を尊重し、倫理再審査結果通知書(様式第7号)により、再審査の結果を

申請された研究の承認又は不承認その他必要事項を申請者に通知するものとする。

(倫理審査証明)

第15条 申請者は、倫理審査結果の通知の証明が必要な場合には、倫理審査結果通知証明書発行申請書(様式第8号)を提出しなければならない。

2 学部長は、前項の倫理審査結果通知証明書発行申請書を受理した場合には、速やかに倫理審査通知証明書(様式第9号)を交付しなければならない。

(研究の終了)

第16条 申請者は、承認又は変更の勧告を受けた研究を終了したときは、速やかに研究終了報告書(様式第10号)を学部長に提出しなければならない。

2 学部長は、前項の終了について委員会に報告しなければならない。

(モニタリング及び監査)

第17条 学部長は、研究の信頼性を確保するためにモニタリング及び監査の実施に協力するとともに、当該実施に必要な措置を講じなければならない。

2 モニタリング及び監査に関し必要な事項は、別に定める。

(研究実施状況の調査)

第18条 学部長は、実施が決定された研究等のうち、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に該当するものについて、研究責任者から1年に1回以上定期的な報告を受けるほか、外部の有識者による定期的な実地調査を1年に1回以上実施する等により、当該研究等の実施状況を把握し、必要に応じ、又は委員会が研究の変更若しくは中止の意見を述べた場合にはその意見を踏まえ、その変更又は中止を命じなければならない。

(迅速審査)

第19条 委員会は、次の各号の一に該当するものについては、委員長が委員会の議を経てあらかじめ指名した委員による迅速審査を行うことができる。

(1) 研究計画の軽微な変更の審査

(2) 既に委員会において承認されている研究計画に準じて類型化されている研究計画の審査

(3) 共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画を機関特有の問題がなく、他の共同研究機関が実施しようとする場合の研究計画の審査

(4) その他委員長が迅速審査に該当すると認めた実施計画の審査

2 委員長は、迅速審査を行ったときは、その結果について、当該審査を行った委員以外の委員に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた委員は、委員等に対し、理由を付した上で、当該事項について改めて委員会における審査を請求することができる。この場合において、委員長は、相当の理由があると認めるときは、委員会を速やかに開催し、当該事項について審査しなければならない。

(議事録)

第20条 委員長は、委員会の議事録を作成し、小白川キャンパス事務部総務課において、5年間保存する。

(守秘義務)

第21条 委員及び研究者等は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(事務)

第22条 委員会の事務は、小白川キャンパス事務部総務課において処理する。

(組織等の公開)

第23条 委員会の組織、規程、審査経過及び判定結果は、原則として公開するものとする。ただし、提供者等の人権、研究の独創性及び知的財産権の保護に支障が生じるおそれのある部分は、委員会の議を経て非公開とすることができる。

2 前項のただし書により非公開とする場合は、委員会は、非公開とする理由を公開しなければならない。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、ヒトゲノム・遺伝子解析研究は、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)に定めるところにより行うものとする。

附 則

この規則は、平成17年7月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年10月20日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年5月17日規程第8号)

この規程は、平成23年5月17日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成26年7月15日)

この規程は、平成26年7月15日から施行する。

附 則(平成27年5月19日)

この規程は、平成27年5月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年12月20日)

この規程は、平成29年12月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年12月19日)

この規程は、平成30年12月19日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則(平成31年3月19日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月27日)

この規則は、令和元年11月27日から施行し、令和元年9月18日から適用する。



## 社会文化創造研究科修了までのスケジュール表

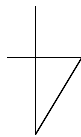
月	第1年次	第2年次
4月	入学式 新入生ガイダンス 授業開始 主指導教員・副指導教員の決定 教育プログラムの決定 履修計画の作成 履修科目の届出 指導教員による研究指導	2年次ガイダンス 授業開始 履修科目の届出 指導教員による研究指導
5月	指導教員による研究指導	指導教員による研究指導 学位論文題目届の提出
6月	指導教員による研究指導	指導教員による研究指導
7月	指導教員による研究指導	指導教員による研究指導
8月	授業終了	授業終了
9月		
10月	授業開始 指導教員による研究指導	授業開始 指導教員による研究指導 学位論文中間報告会
11月	指導教員による研究指導	指導教員による研究指導
12月	指導教員による研究指導	指導教員による研究指導
1月	指導教員による研究指導	指導教員による研究指導 学位論文の提出
2月	授業終了	授業終了 学位論文等審査、最終試験
3月		修了判定会議 学位記授与式

※特定の課題についての研究成果についても同様のスケジュールである。

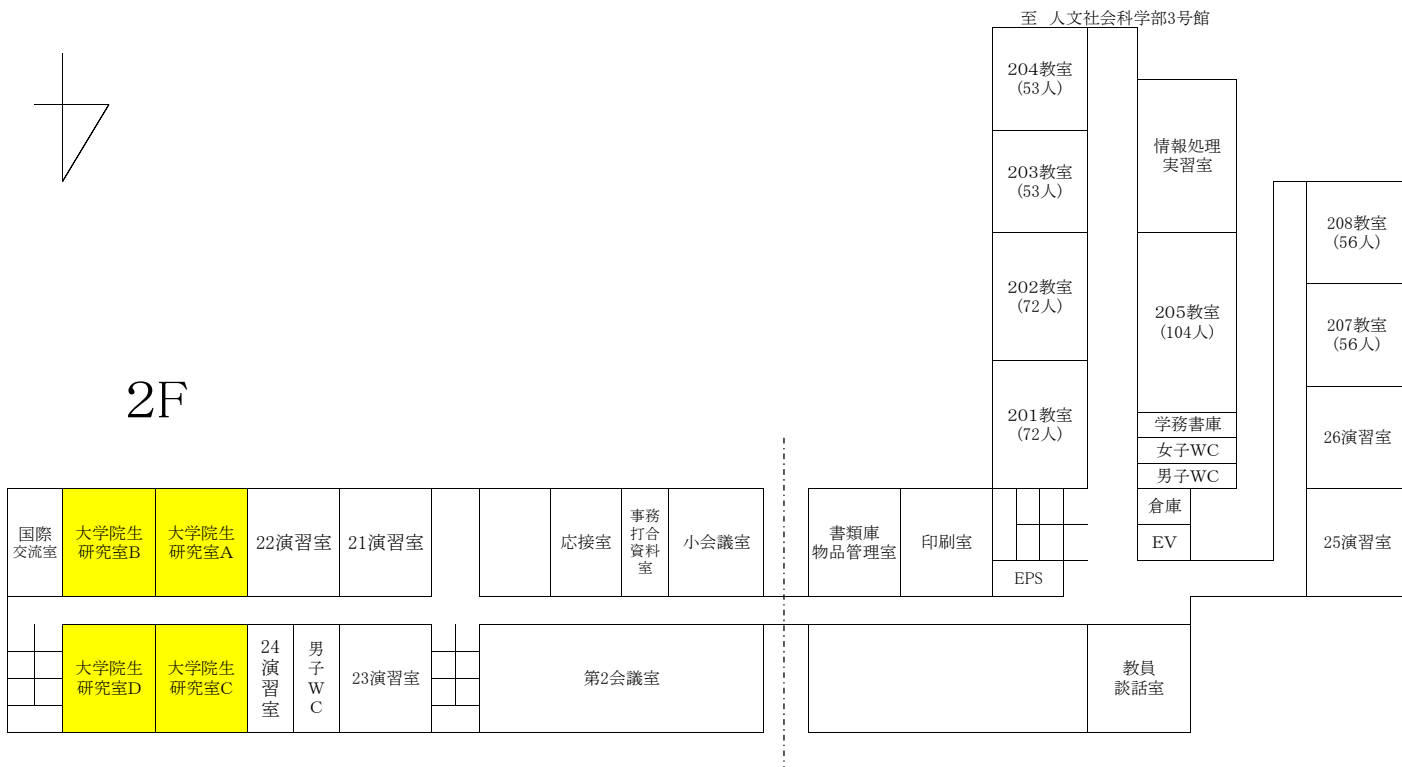
社会文化創造研究科 大学院生研究室

※黄色の箇所が大学院生研究室

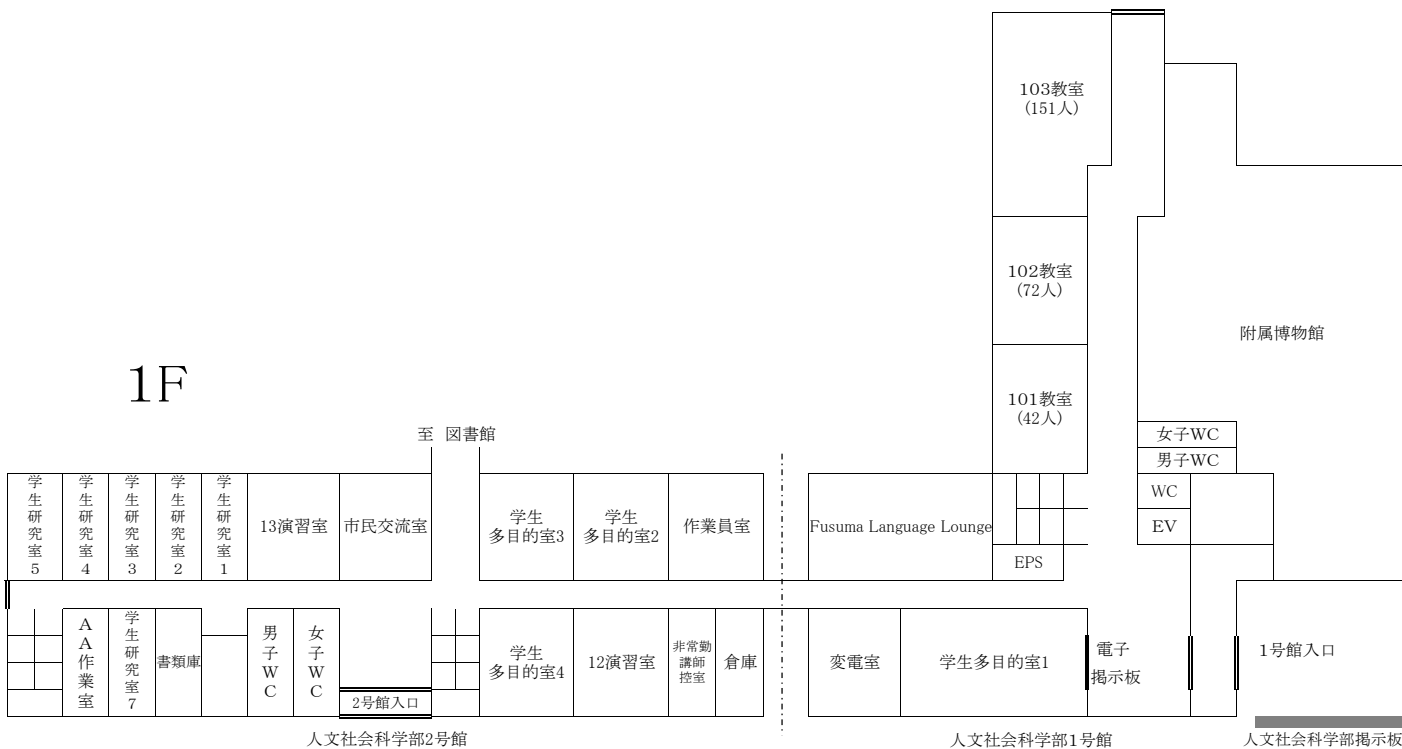
人文社会科学部1・2号館



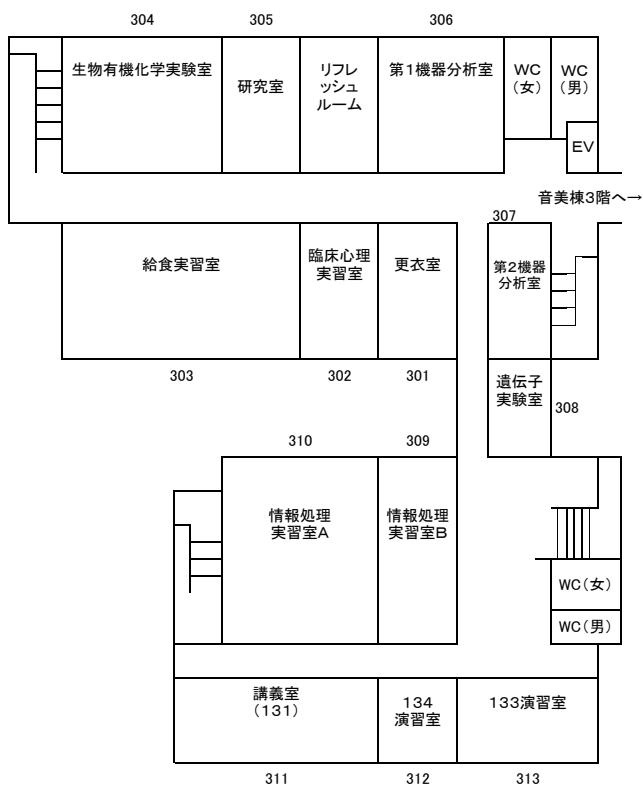
2F



1F



地域教育文化学部 1号館 配置図



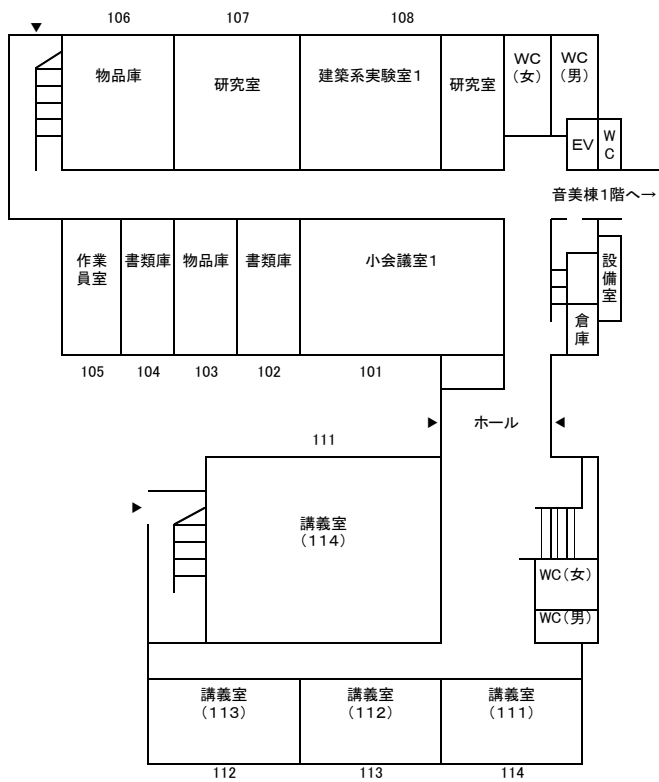
3階平面図



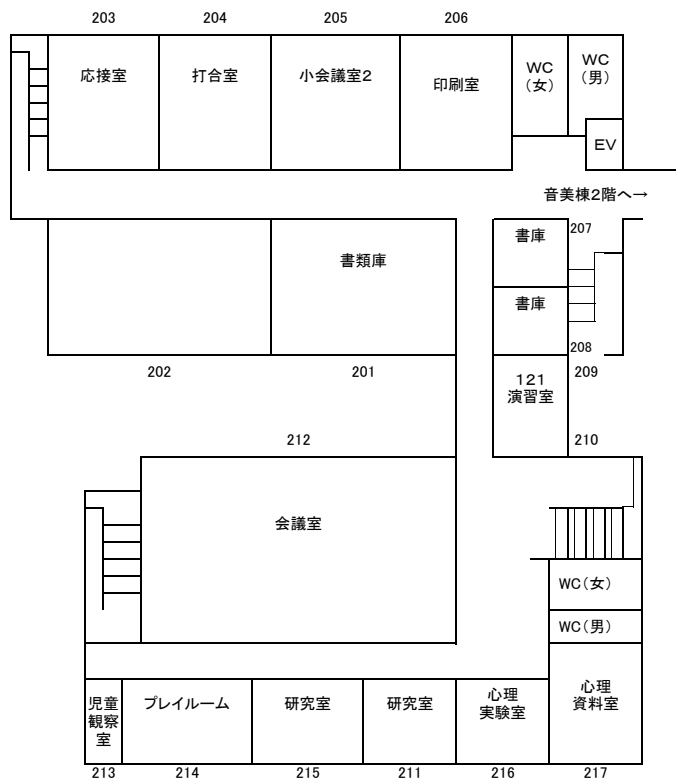
5階平面図



4階平面図

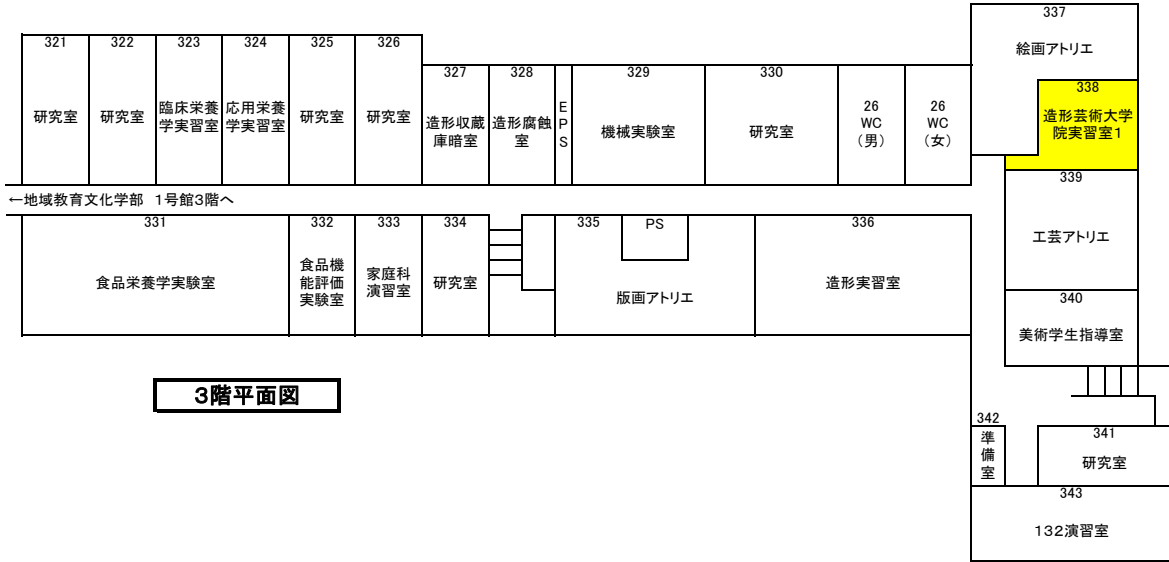


1階平面図

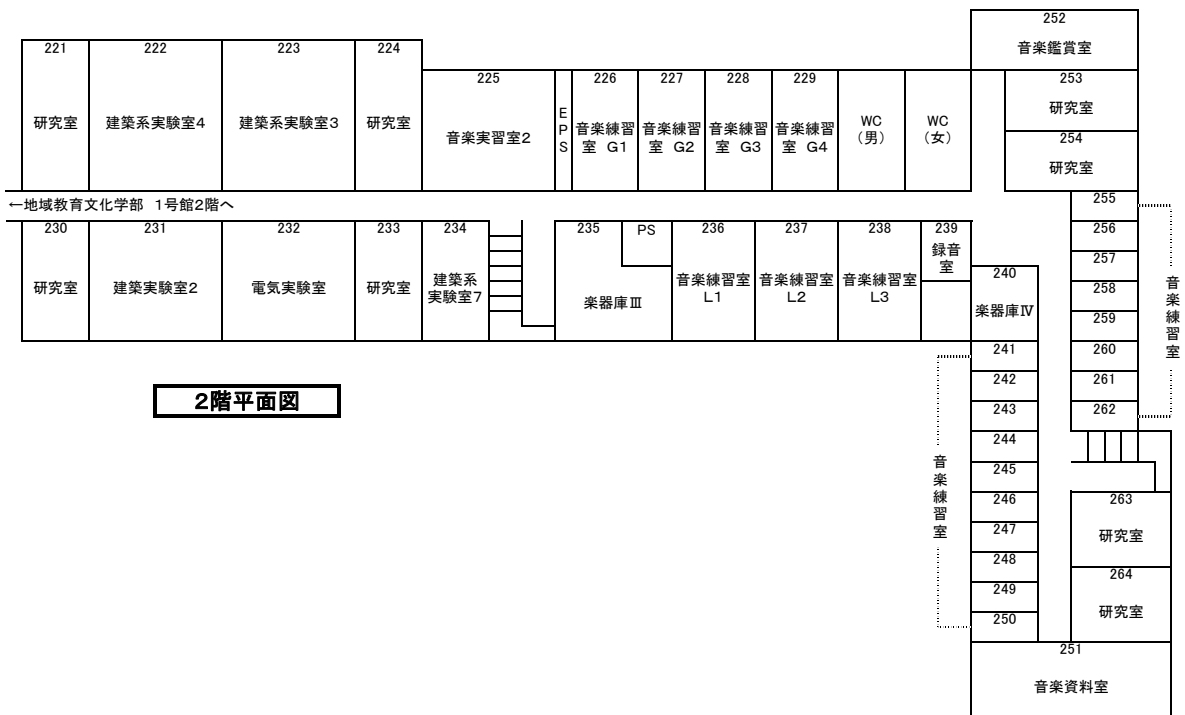


2階平面図

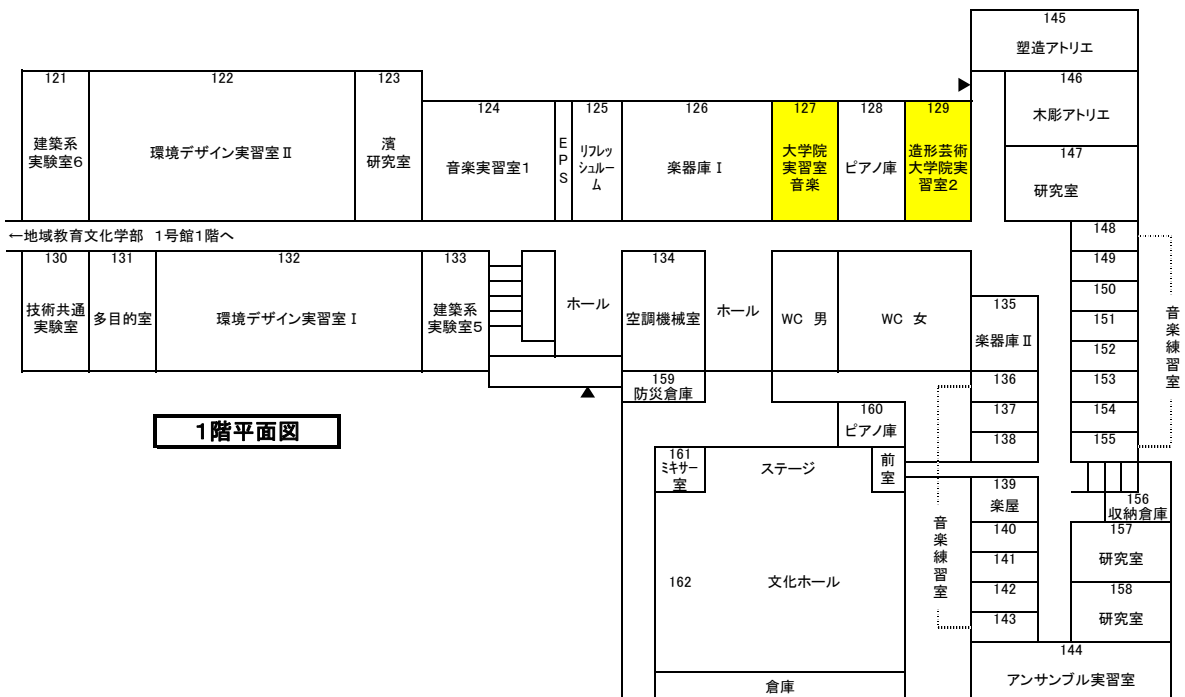
地域教育文化学部 1号館（音美校舎） 配置図



3階平面図

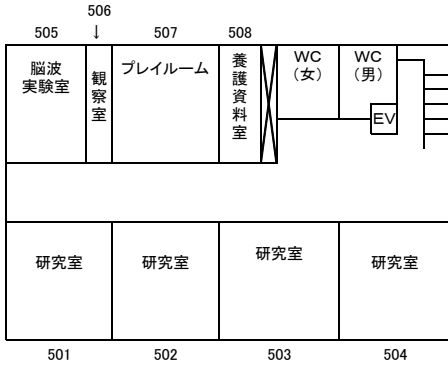


2階平面図

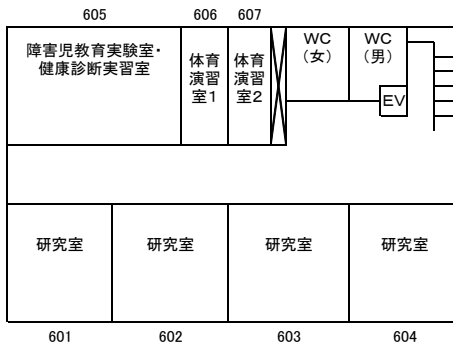


1階平面図

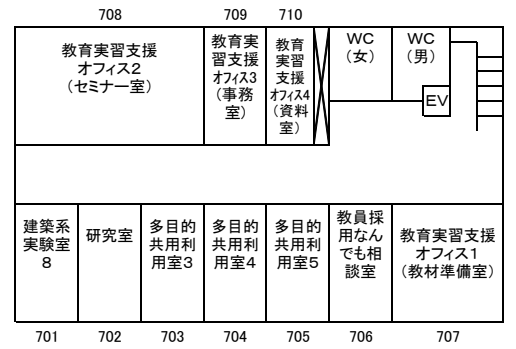
地域教育文化学部 3号館 配置図



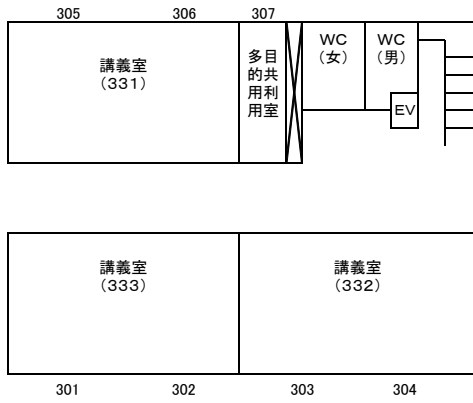
5階平面図



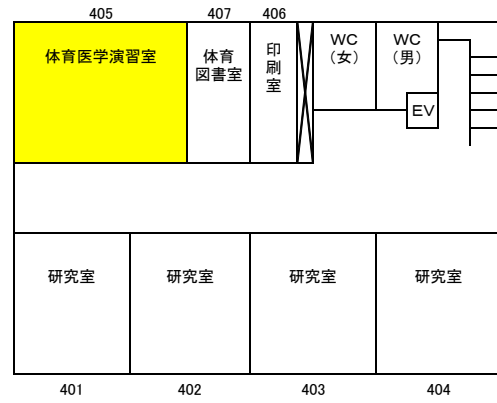
6階平面図



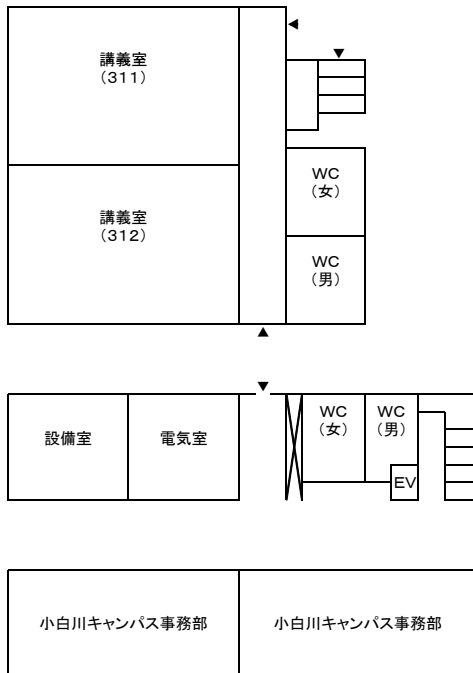
7階平面図



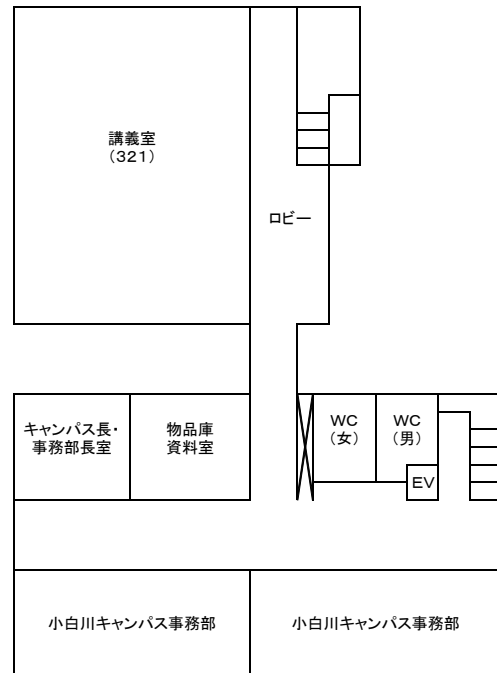
3階平面図



4階平面図



1階平面図



2階平面図

## 臨床心理士受験資格に関する履修科目について

臨床心理学専攻は、財日本臨床心理士資格認定協会から、臨床心理士の資格試験に関する受験資格を有する大学院（第一種）として指定されています。

臨床心理士の受験に必要な授業科目は、以下になります。

区分	開設授業科目	単位数	履修方法	
必修	臨床心理学特論 A	2	全 9 科目（19 単位）を履修	
	臨床心理学特論 B	2		
	臨床心理面接特論 A （心理支援に関する理論と実践）	2		
	臨床心理面接特論 B	2		
	臨床心理査定演習 A （心理的アセスメントに関する理論と実践）	2		
	臨床心理査定演習 B	2		
	臨床心理基礎実習	2		
	臨床心理実習 A（心理実践実習 A）	4		
	臨床心理実習 B	1		
選択必修	A 群	心理学特別演習（統計）	2	A 群の中から 2 単位以上選択必修
		心理学研究法特論	2	
	B 群	発達心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2	B 群の中から 2 単位以上選択必修
		教育心理学特論	2	
	C 群	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理療法等に関する理論と実践）	2	C 群の中から 2 単位以上選択必修
		犯罪心理学特論（司法分野に関する理論と支援の展開）	2	
	D 群	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	D 群の中から 2 単位以上選択必修
		大脳生理学特論	2	
	E 群	心理療法特論	2	E 群の中から 2 単位以上選択必修
		投映法特論	2	

（注） 必修 9 科目（19 単位）はすべて履修してください。また、選択必修は各群(A, B, C, D, E)からそれぞれ 2 単位以上、上計 10 単位以上を修得し、合わせて合計 10 単位以上を修得してください。

## 公認心理師受験資格に関する履修科目について

臨床心理学専攻は、公認心理師となるために必要な科目を開講しています。公認心理師を目指す方は、受験に必要な次の授業科目の単位を修得してください。なお、心理実践実習（基礎、A、B、C、D）の時間数は、450時間以上となります。

開設授業科目	単位数
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
発達心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
教育心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2
産業臨床心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2
臨床心理査定演習 A（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
臨床心理面接特論 A（心理支援に関する理論と実践）	2
家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2
心の健康教育に関する理論と実践	2
心理実践実習基礎	2
臨床心理実習 A（心理実践実習 A）	4
心理実践実習 B	1
心理実践実習 C	2
心理実践実習 D	1